

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：精神保健費

事業名 精神障がい者小規模作業所等交通費助成事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 保健医療課 精神保健福祉係 電話番号：058-272-1111(内3313)

E-mail：c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 3,531 千円 (前年度予算額： 3,131 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	3,131	0	0	0	0	0	0	0	3,131
要求額	3,531	0	0	0	0	0	0	0	3,531
決定額	3,531	0	0	0	0	0	0	0	3,531

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

精神障がい者又は精神障がい者を抱える世帯は経済的な基盤が安定せず、精神障がい者の社会復帰及び社会参加を促進するため生活訓練を行っている作業所への通所費用の負担も困難な状況にある。

通所に伴う経済的負担を軽減することにより、精神障がい者の社会復帰を促進する。

(2) 事業内容

市町村が精神障がい者の下記施設等への鉄道等による交通費に対し助成を行った場合に、市町村に対し一定割合を助成する。(岐阜県精神障害者小規模作業所当交通費助成事業実施要綱)

(対象施設)

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定社会復帰施設等

(対象者)

・精神障害者保健福祉手帳所持者

(3) 県負担・補助率の考え方

通所者 1/2、市町村 1/4、県 1/4

精神障がい者は身体障がい者、知的障がい者と比較し、支援や割引を受ける機会が少ない。こうした不利な状況を補うとともに、精神障がい者の地域への移行に資する事業であることから県負担は妥当といえる。

(4) 類似事業の有無

無し

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	3,531	市町村が行った精神障がい者への交通費助成の実績に応じて補助
合計	3,531	

決定額の考え方

--

令和5年度	<p>・市町村が精神障がい者の作業所等への通所による交通費に対し助成を行った場合に、市町村に対し一定割合を助成した。</p> <p>指標① 目標：100% 実績：3,366千円 達成率：100%</p>
令和6年度	<p>・市町村が精神障がい者の作業所等への通所による交通費に対し助成を行った場合に、市町村に対し一定割合を助成した。</p> <p>指標① 目標：100% 実績：3,786千円 達成率：100%</p>

(事業の評価)

<p>・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</p>	
(評価) 3	<p>精神障がい者又は精神障がい者を抱える世帯は、経済的な基盤が安定せず、精神障がい者の社会復帰及び社会参加を促進するため生活訓練を行っている作業所への通所負担も困難な状況にある。したがって、通所に伴う経済的負担を軽減することは必要である。</p>
<p>・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり(単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり) 2：期待どおりの成果あり(単年度目標100%達成) 1：期待どおりの成果が得られていない(単年度目標50~100%) 0：ほとんど成果が得られていない(単年度目標50%未満)</p>	
(評価) 3	<p>精神障がい者の社会復帰及び社会参加を促進するため生活訓練を行っている作業所への通所に伴う経済的負担は軽減された。</p>
<p>・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</p>	
(評価) 2	<p>補助対象者を精神保健福祉手帳による福祉サービスが受けられない交通手段のみに限定することで、事業の効率化を図っている。</p>

(今後の課題)

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項</p> <p>精神障がい者の増加に伴い、助成額そのものは増加を強いられるため、助成額の増加を見越した財源の確保が必要である。 もしくは財源に応じて助成額の割合の見直しを検討していく必要がある。</p>

(次年度の方向性)

<p>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか</p> <p>精神障がい者や精神障がい者を抱える世帯は、経済的に不利な立ち位置にあり、同時に、精神障がい者は増加傾向にあり、公共交通機関を利用して作業所等へ通う人数は今後増加していくと考えられる。そのため、来年度以降も、精神障がい者の作業所等への通所による交通費に対し助成を行った市町村に対し、一定割合を助成することとする。</p>
--